第三　フロン類の製造業者等の責務

フロン類の製造業者等は、次の事項に留意しつつ、フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1　フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性及び環境への影響等に配慮しつつ、フロン類代替物質の開発及び商品化、当該物質及び当該物質の使用に係る安全性の評価並びに当該物質を使用した製品の性能評価に努めること。

2　自らが製造等するフロン類及びフロン類代替物質の安全性その他の関連する情報の収集及び提供に努めること。

3　フロン類の製造時におけるフロン類の排出量の一層の削減（副生ガスの回収等を含む。）に取り組むこと。

4　技術的かつ経済的に可能な範囲でフロン類の再生技術の向上その他フロン類の回収、再生及び破壊に係るシステムの高度化に取り組むよう努めること。

5　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）その他の法令及び法令に基づいてする行政庁の処分を遵守し、フロン類の製造及び運搬を行うこと。

第四　フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の見直し

主務大臣は、フロン類の使用の合理化が、フロン類使用見通しを大幅に上回って進展することが確実であると見込まれる場合若しくは法に基づく取組以外の要因でフロン類の需給又はフロン類の使用の合理化に係る規制に関する国際的動向その他の事情に著しい変動を生じた場合において、必要があると認めるときは、本判断の基準となるべき事項に検討を加え、必要な改定をするものとする。

付録　フロン類出荷相当量の算定式

フロン類出荷相当量＝Σ（A＋B－C－D－E－F）×G

算式の符号

A　算定期間におけるフロン類の種類ごとの製造量

B　算定期間におけるフロン類の種類ごとの輸入量

C　算定期間におけるフロン類の種類ごとの輸出量（自ら製造等を行ったものであって、当該製造等を行った者が自ら使用することなく又は他者に譲渡されることなく輸出されたものに限る。）

D　算定期間におけるフロン類の種類ごとの破壊量（他の物質の製造に当たって副生されたものであって、当該製造を行った者が自ら使用することなく破壊されるもの又は他者に譲渡されることなく破壊されるもの若しくは破壊を目的として輸入されたものに限る。）

E　算定期間におけるフロン類の種類ごとの原料用途等使用量（自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの若しくは他者が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するもの又は他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ放出されるおそれがない方法で自ら若しくは他者が使用するためのものとして製造等される場合であって、当該使用により当該フロン類が分解され、かつ、分解されなかった当該フロン類がすべて破壊されるものをいう。）

F　算定期間におけるフロン類の種類ごとの試験研究用途使用量（自らが試験研究用途で使用するために製造等するもの、又は、他者が試験研究用途で使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するものをいう。）

G　フロン類の地球温暖化係数

附　則

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

○経済産業省告示第五十号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十一条第一項及び第十四条の規定に基づき、エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一　環境影響度の目標値及び目標年度

1　家庭用エアコンディショナー

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号。以下「規則」という。）第３条に規定する家庭用エアコンディショナー（以下単に「家庭用エアコンディショナー」という。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する者をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の４月１日から翌年３月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の環境影響度（地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）で表されたものをいう。以下同じ。）の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー	750	2018

2　店舗・事務所用エアコンディショナー

規則第３条に規定する店舗・事務所用エアコンディショナー（以下単に「店舗・事務所用エアコンディショナー」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の４月１日から翌年３月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
店舗・事務所用エアコンディショナー	750	2020

3　自動車用エアコンディショナー

規則第３条に規定する自動車用エアコンディショナー（以下単に「自動車用エアコンディショナー」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の４月１日から翌年３月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
自動車用エアコンディショナー	150	2023